

機械・金属職種安全衛生チェックリスト

(厚生労働省関連部分（労働安全衛生関係法令の遵守）)

このチェックリストは、機械・金属関係職種の外国人技能実習生を受け入れる実習実施者に対して定期監査を実施する際にご活用いただくことを目的として作成したものです。

記入欄に、はいの場合「○」、いいえの場合「×」、該当ない場合「-」を記入してください。

実施年月日： 年 月 日 監査実施者：

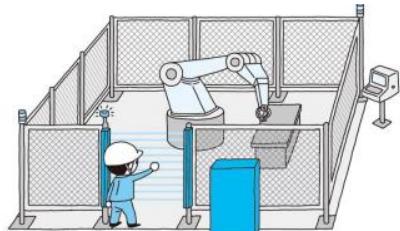
実習実施者の名称：

項目	記入欄
※ 機械・金属職種の技能実習移行対象職種名（作業名） 鋳造（鋳鉄鋳物鋳造、非鉄金属鋳物鋳造）、鍛造（ハンマ型鍛造、プレス型鍛造）、ダイカスト（ホットチャンバダイカスト、コールドチャンバダイカスト）、機械加工（普通旋盤、フライス盤、数値制御旋盤、マシニングセンタ）、金属プレス加工（金属プレス）、鉄工（構造物鉄工）、工場板金（機械板金）、めっき（電気めっき、溶融亜鉛めっき）、アルミニウム陽極酸化処理（陽極酸化処理）、仕上げ（治工具仕上げ、金型仕上げ、機械組立仕上げ）、機械検査（機械検査）、機械保全（機械系保全）、電子機器組立て（電子機器組立て）、電気機器組立て（回転電機組立て、変圧器組立て、配電盤・制御盤組立て、開閉制御機具組立て、回転電機巻線製作）、プリント配線板製造（プリント配線板設計、プリント配線板製造）	
1 日々朝礼等で確認すること	
○技能実習生の体調を確認し、体調が悪い状況で作業を行わないようにしていますか。	<input type="checkbox"/>
○技能実習生に当日の作業内容と危険のおそれがある点について確認させていますか。	<input type="checkbox"/>
○技能実習生を 5S活動（整理・整頓・清掃・清潔・躰（決めたこと、教わったことを必ず守るように指導すること））、ヒヤリ・ハット活動、危険予知（KY）活動に取り組ませていますか。	<input type="checkbox"/>
○技能実習生が理解できる作業マニュアルはありますか。	<input type="checkbox"/>
○技能実習生が理解できる安全標識はありますか。	<input type="checkbox"/>

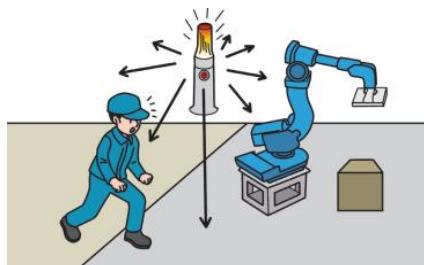
2 機械・金属職種の現場における主な作業と安全対策

(1) 機械・金属関係の安全対策（はさまれ・巻き込まれ対策）

- 雇入れ時の安全教育時に機械の危険性について実際の機械を示して説明していますか。
- 機械を使用する作業ごとに作業手順書を作成していますか。
- 清掃時やトラブル発生時に技能実習生が不安全な行動をとることが無いよう、機械を止める必要がある場合の具体的な事例、停止後の対応、目詰まりやピックミス、材料等がベルトコンベヤーの下に落ちた時の対応等をマニュアル化し、併せて教育していますか。
- 機械の周囲に注意事項を図や技能実習生の母国語で表示していますか。
- 安全装置が無効にされていないか、教えた内容と異なる方法による作業が行われていないか、管理者が定期的に作業現場を巡回する等により把握していますか。
- 過去に発生した災害やヒヤリ・ハット事例については原因を調査し、再発防止対策を講じるとともに、安全教育の際に周知していますか。
- 産業用ロボットを運転する場合に、当該産業用ロボットに接触することにより危険が生ずるおそれがあるときは、さく又は囲いを設ける等していますか。



(例：産業用ロボットの可動域に柵を設けた。)



(例：産業用ロボットの可動域に入ると警報が鳴る安全装置を設けた。)

○プレス機械及びシャーについては、安全囲いを設ける等当該プレス等を用いて作業を行う者の身体の一部が危険限界に入らないような措置を講じていますか。

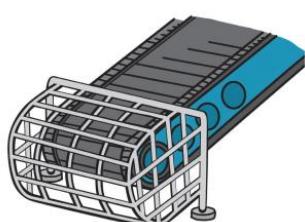
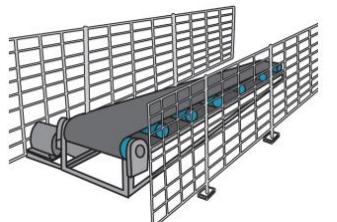


(例:プレス機械に安全囲い、光線式安全装置を設けた。)



(例:両手操作制御装置により、両方の手を強制的に所定の位置に固定させ、それにより、手や指のけがを防いだ。)

○ベルトコンベヤーについては巻き込まれの危険がある箇所に安全カバーが設けられていること、非常時に機械を停止できる非常停止装置が設けられていることを確認していますか。



(例:安全柵、安全カバーを設置した。)

(2) 通路等の安全対策（転倒防止対策等）

○重篤な災害になりやすい転倒災害の防止対策として、作業場所に床面の損耗等により水たまりのできやすい凹凸がないか、床材は濡れても滑りにくい材質か、床面の掃除の際、水はけがよくなるよう排水溝は適切な位置に設けられていますか。

○通路、階段、出口に物を放置しないようにしていますか。

○床の水たまりや、油等が残ったまま放置せず、その都度取り除いていますか。



(例:床に水や油などが残ったままの状態で、滑って転倒した。)

○安全に移動できるように十分な明るさ（照度）を確保していますか。

○転倒を予防するための教育を行っていますか。

○作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かつ サイズの合うものとしていますか。

○ヒヤリ・ハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し周知していますか。

○段差のある箇所や滑りやすい場所等に注意を促す標識をつけていますか。

○ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか。

○ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか。

○床面の清掃の作業手順について、転倒防止対策を踏まえた内容としていますか。

○清掃作業時に取り外した排水溝のフタや機械のカバー等は通行の妨げにならない場所に置き、速やかに復旧させていますか。

○前方が見えない荷物を手で持って通路や階段を移動させないようにしていますか。

○二人一組で荷物を運ぶ際に、一人を後ろ向きに移動させないようにしていますか。

(3) 墜落・転落防止対策

○高さ 2m以上の場所で作業が行われる可能性がある場合においては、墜落防止用の手すり等が設けられていますか。

○作業の性格上作業床や手すり等の設置が著しく困難な場合や臨時に手すり等を取り外して作業する際には、必ず防網（安全ネット）の設置や墜落制止用器具（安全帯）の取付設備を設けていますか。

(4) 切れ・こすれ対策

○作業時には必要な保護具（作業衣、手袋等）を着用させていますか。

○適正な保護具の着用について作業マニュアルに明記していますか。

○保護具について定期的に点検するほか、使用前の点検も徹底させていますか。

(5) 感電対策

○濡れた手で機械を操作しないようにしていますか。

○不要な系統の配電盤ブレーカーを全て OFF にする等、電気に対する取扱いに係る手順も定めていますか。

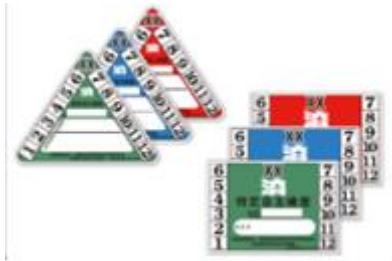
(6) フォークリフトとの接触防止対策



(例：作業場所へ移動していたところ、急にバックしてきたフォークリフトに接触した。運転手は無資格であった。)

○有資格者に運転させていますか。

○1年以内ごとに特定自主検査を実施していますか。



*

(絵図の右下に * がついている絵図は、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会作成のもので、転載許可を得ています。)

○1月以内ごとに定期自主検査を実施し、記録を作成、保存していますか。

○運行経路及び作業方法を示した作業計画を作成していますか。

○作業計画を関係労働者に周知し、守らせていますか。

○フォークリフトの運行経路と安全通路を区分していますか。	<input type="checkbox"/>
○運行経路であることがわかりにくい場所には、標識を設置していますか。	<input type="checkbox"/>
○安全な制限速度を定めていますか。	<input type="checkbox"/>
○労働者の昇降等荷役の用途以外に使用することを禁止していますか。	<input type="checkbox"/>
○運転者が運転席から離れる際は、荷役装置を最低降下位置に置き、エンジンを停止し、鍵を抜いて管理者のいる事務所で保管させていますか。	<input type="checkbox"/>
○フォークリフトを用いて作業を行う場合（単独作業を行う場合を除く。）には作業指揮者を選任し、作業指揮者の指示に従った作業を行わせていますか。	<input type="checkbox"/>
(7) [※]はい作業時の災害防止対策	
○はいの上で作業を行う場合において、作業箇所の高さが 1.5m をこえるときは、当該作業に従事する労働者が床面と当該作業箇所との間を安全に昇降するための設備を設けていますか。	<input type="checkbox"/>
※「はい」とは、倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷（小麦、大豆、鉱石等のばら物の荷を除く。）の集団をいいます。以下同じ。	
○はい作業に従事する労働者は、床面と当該作業箇所との間を昇降するときは、昇降するための設備を使用していますか。	<input type="checkbox"/>
(8) エレベーター及び簡易リフトの使用による災害防止対策	
○エレベーターや簡易リフトは構造規格を具備したものとなっていますか。（簡易リフトは搬器に人が乗れない構造となっていますか。積卸口に搬器が来ていないと、戸は開けられない構造となっていますか。） (※簡易リフトとは、エレベーターのうち、荷のみを運搬することを目的とするエレベーターで、搬器の床面積が 1 m ² 以下又はその天井の高さが 1.2m 以下のものをいい、積載荷重が 0.25 トン以上の簡易リフトは簡易リフト構造規格を具備すべきこととされています。)	<input type="checkbox"/>
(9) クレーン及び移動式クレーンと荷との接触防止対策	
○クレーン及び移動式クレーンの運転や玉掛け作業は有資格者が行っていますか。	<input type="checkbox"/>
○作業現場でクレーン又は移動式クレーンが使用される場合には、何をつり上げるのか等を運転手だけでなく周りで作業する人も含め全員であらかじめ確認していますか。	<input type="checkbox"/>

- つり上げた物が落下した場合やクレーン又は移動式クレーンが転倒した場合に人が下敷きにならないよう、立入禁止区域を設けていますか。
- ワイヤーロープ等を使用して玉掛けを行う場合には、素線切れ等の損傷の有無を作業開始前に点検し、正常に使用できるかを確認していますか。



(例：この写真のように素線切れがあり、素線切れが多くなると断線が起き、事故の原因となります。)

(10) 行動災害の発生防止対策

- 技能実習生は、作業場所で単独作業にならないように努めていますか（技能実習指導員の指導の下、作業を行っていますか。）。

- 作業道具は正しい使い方をしていますか。

- 例) ・用途を異にする使い方で道具を使用しないようにしていますか。
・道具を運搬する際、安全な運搬の仕方をしていますか。
・道具を投げて渡さないようにしていますか。

- 不安全な行動にならないようにしていますか。

- 例) ・作業場所内で走って移動しないようにしていますか。
・高低のある場所の移動は、飛び下りたり、よじ登ったりせず、設けられた昇降設備を使用して移動していますか。

(11) リスクアセスメント等

- リスクアセスメント（危険性・有害性等の調査等）を行い、リスク低減対策を実施し、技能実習生にも共有していますか。

（※リスクアセスメントとは、作業における危険性又は有害性を特定し、それによる労働災害や健康障害の重篤度（被災の程度）とその災害が発生する可能性の度合いを組み合わせて「リスク」を見積もり、そのリスクの大きさに基づいて対策の優先度を決めた上で、リスクの除去又は低減の措置を検討し、その結果を記録する一連の手法をいいます。）

	<p>リスク低減措置は、法令で定められた事項がある場合には、それを必ず実施することを前提とした上で、図のような優先順位で可能な限り高い優先順位のものを実施します。</p>	
	<p>○KY（危険予知）活動を行い、各作業日、各作業内容、各作業場に内在するリスクについて話し合い、災害の発生防止に努め、技能実習生にも共有していますか。</p>	
3 安全衛生教育（労働安全衛生法第59条、労働安全衛生規則第35条、第36条等）	<p>○技能実習生を雇い入れた時や技能実習生の作業内容を変更した時は、①作業内容、②機械や原材料等の取扱い方法、③安全装置や保護具等の取扱い方法等、技能実習生の安全衛生の確保に必要な事項について、技能実習生が理解できる方法で雇入れ時等の安全衛生教育を実施していますか。</p> <p>○有機溶剤や化学物質の有無をチェックし、SDSの周知等をしていますか。</p> <p>該当すると思われる移行対象職種（めっき、アルミニウム陽極酸化処理等）</p> <p>○安全装置、[※]有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関することを教育していますか。</p> <p>※有害物抑制装置とは、例えば、有機溶剤を取り扱う場合、有機溶剤中毒にならないよう設置する局所排気装置等を指します。</p>	
	<p>(例：局所排気装置を設置し、換気しました。)</p>	

○作業手順に関する教育を行っていますか。

○作業開始時の点検に関する教育を行っていますか。

○業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関する教育を行っていますか。

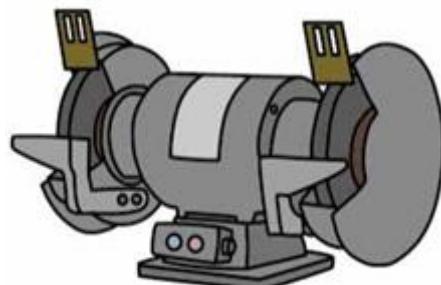
○整理、整頓及び清潔の保持に関する教育を行っていますか。

○事故時等における応急措置及び退避に関する教育を行っていますか。

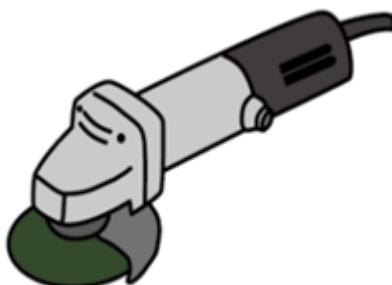
○危険有害業務に技能実習生を従事させる場合には、実習生が理解できる方法で特別教育等を実施していますか。

(1) 特別教育の必要な業務

○研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務



両頭グラインダー



手持ち式グラインダー

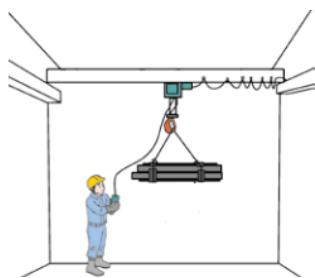
○アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務



○最大荷重が1トン未満のフォークリフトの運転の業務



<p>(※最大荷重とは、フォークリフトの構造及び材料に応じて基準荷重中心に負荷させることができます) する最大の荷重をいいます。)</p> <p>(※機体に貼られている銘板で最大荷重を確認する (以下同じ。))</p> <p>○つり(※)上げ荷重が 0.5 トン以上 5 トン未満のクレーンの運転の業務 (※つり上げ荷重とは、クレーンがつり上げる事ができる最大の荷重のことと、この荷重にはクレーンフック等の質量が含まれています。)</p> <p>○つり上げ荷重が 0.5 トン以上 1 トン未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛けの業務</p>  <p>○酸素欠乏危険場所における作業に係る業務</p>  <p>○粉じん作業のうち、その粉じんの発生源が特定粉じん発生源である作業に係る業務 ※ これらの教育は、技能実習生がその内容を理解できる方法で行ってください。 『確認書類』技能実習計画、技能実習日誌、特別教育実施結果 (法定での作成義務はないが、作成していれば) 安全衛生教育の実施結果、安全衛生教育の実施計画 (年間等)</p> <p>4 就業制限 (労働安全衛生法第 61 条、労働安全衛生法施行令第 20 条)</p> <p>○就業制限業務に技能実習生を従事させる場合には、免許の取得、技能講習の修了等の所要の措置を取らせてていますか。</p> <p>○つり上げ荷重が 5 トン以上の床上操作式クレーンの運転の業務 (床上操作式クレーン (床上で運転し、かつ、当該運転をする者が荷の移動と共に移動する方式のクレーン) 運転技能講習の受講が必要)</p>			
--	--	--	--



- つり上げ荷重が 1 トン以上 5 トン未満の移動式クレーンの運転の業務
(小型移動式クレーン運転技能講習の受講が必要)



- つり上げ荷重が 1 トン以上のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛けの業務（玉掛け技能講習の受講が必要）

- 可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属のガス溶接、溶断又は加熱の業務
(ガス溶接技能講習の受講が必要)



- フォークリフト 最大荷重が 1 トン以上のフォークリフトの運転の業務
(フォークリフト運転技能講習の受講が必要)

※銘板で最大荷重を確認する。

『確認書類』技能実習計画、技能実習日誌

(法定での保管義務はないが、保管していれば) 技能講習修了証の写し

(法定での作成義務はないが、作成していれば) 安全衛生教育の実施結果、安全衛生教育の実施計画（年間等）、技能講習等就業制限業務受講計画（年間等）

5 作業主任者が必要な業務（労働安全衛生法第14条）

次の作業では、作業主任者を選任しなければならず、作業主任者として就業するためには、免許又は技能講習の修了が必要です。

○ガス溶接作業主任者（免許）

アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業

○プレス機械作業主任者（技能講習）

動力により駆動されるプレス機械を5台以上有する事業場において行う当該機械による作業

○はい作業主任者（技能講習）

高さが2m以上の「はい」を積み上げ（はい付け）、積み降ろし（はいくずし）する作業（ばら物の荷と荷役機械のみで行われる作業を除く。）

○特定化学物質作業主任者（技能講習）

労働安全衛生法施行令（以下「令」という。）別表第3の特定化学物質（1類、2類及び3類）を製造し、又は取り扱う作業（試験研究のための取り扱う作業等を除く。）

○金属アーク溶接等作業主任者（技能講習）（令和6年1月1日施行）

金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業

※当該作業は、令和5年12月31日までは、特定化学物質作業主任者を選任する必要があります。

○鉛作業主任者（技能講習）

令別表第4第1号から第10号までに掲げる鉛業務（遠隔操作によって行う隔壁室におけるものを除く。）に係る作業

○四アルキル鉛等作業主任者（技能講習）

令別表第5第1号から第6号まで又は第8号に掲げる四アルキル鉛等業務（遠隔操作によって行う隔壁室におけるもの等を除く。）に係る作業

○酸素欠乏危険作業主任者（技能講習）

令別表第6に掲げる酸素欠乏危険場所における作業

○有機溶剤作業主任者（技能講習）

屋内作業場又はタンク、船倉若しくは坑の内部等の場所において令別表第6の2に掲げる有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務で、一定のものに係る作業

6 機械・金属関係職種現場における健康確保

(1) 熱中症予防対策

○熱中症予防対策を講じていますか。

(※例えば、休憩場所の整備、高温多湿作業場所における連続作業の時間短縮、水分及び塩分の摂取等の各種対策)

(2) 一酸化炭素中毒予防対策

○一酸化炭素が発生する可能性のある作業（閉め切った室内等でのガス機器の使用等）を行う場合は、排気ガスを外部に排出するため、窓を開放する、換気設備や一酸化炭素のガス検知警報装置を設置する等により、同種の労働災害の発生を防ぐ対策を講じていますか。



(3) 粉じん障害防止対策

該当すると思われる移行対象職種（機械加工職種、仕上げ職種等）

○粉じんをなるべく発生させないために、粉じんが発生しない原材料に切り替えることや、粉じんが発生しやすい作業工程を改善していますか。
○発生した粉じんをなるべく拡散させないようにするためには、例えば、粉じんの発生源を突き止め、そこを密閉化又は隔離化していますか。また、排気装置を使って、室内的粉じんを集めていますか。

○室内に拡散した粉じんがなるべく人体に入らないようにするための対策として、局所排気装置の使用やこれと併せて防じんマスク等の呼吸用保護具の適切な使用がなされていますか。

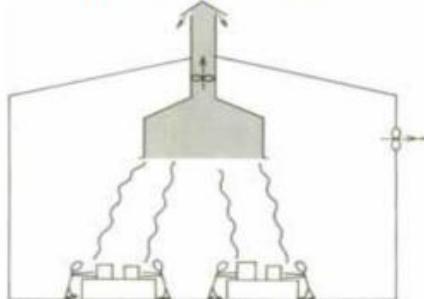
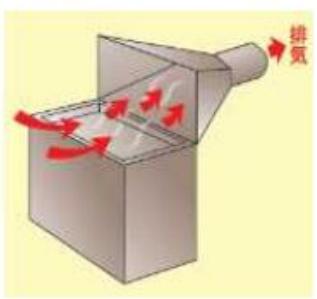


(4) 神経機能障害等の防止対策

金属アーキ溶接等作業を継続して屋内作業場で行う場合

該当すると思われる移行対象職種（機械加工職種、仕上げ職種等）

○溶接ヒュームを減少させるため、全体換気装置による換気の実施等の措置を講じていますか。

<p>【全体換気装置の例】</p>  <p>【局所排気装置の例】</p>  <p>○溶接ヒュームの濃度の測定、その結果に基づく呼吸用保護具の使用、フィットテストの実施等を行っていますか。</p> <p></p> <p>※個人ばく露測定は、第1種作業環境測定士、作業環境測定機関等の、当該測定について十分な知識・経験を有する者により実施してください。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>7 健康診断の実施（労働安全衛生法第66条）</p> <p>○実習実施者は、技能実習生を雇い入れたとき、雇入れ時健康診断を実施していますか。</p> <p>○実習実施者は、1年に1回、定期健康診断を実施していますか。</p> <p>○実習実施者は、深夜業を含む業務や鉛、一酸化炭素その他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務等（特定業務）に常時従事する技能実習生に対し、特定業務従事者の健康診断を定期（6ヶ月以内ごとに1回）に実施していますか。</p> <p>○実習実施者は、一定の[*]有害な業務で、法令（令第22条）で定めるものに従事する技能実習生に対し、特別の項目についての健康診断を定期に実施していますか。</p> <p>※特定化学物質（エチルベンゼン、溶接ヒューム等）、鉛、有機溶剤等</p> <p>※技能実習制度においては、時間外労働又は休日労働及び深夜労働は想定</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

されていませんが、やむを得ない業務上の事情等により行う場合には、時間数に応じて技能実習計画の変更認定や届出が必要となるほか、以下の措置を講じてください。

(1) 長時間労働と医師の面談

○技能実習生に対し、長時間労働を行った場合の健康障害発症リスク及び面接指導を受ける申出の必要性を説明するとともに、時間外・休日労働時間数が月 80 時間を超える、疲労の蓄積が認められる場合は、医師による面接指導を実施していますか。

上記のほか、時間外・休日労働時間数が月 45 時間を超えた場合も面接指導の対象とするように努めていますか。

○医師による面接指導の結果、技能実習生の疲労蓄積状況や心身の状況、面接を行った医師の意見等を踏まえ、事後措置が必要な場合は、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業務への従事回数の減少等の措置を講じていますか。

○面接指導の実施においては、産業医の選任義務がない常時 50 人未満の労働者を使用する小規模事業場においては、地域産業保健センターを利用して面接指導を実施することもできますので、問い合わせを行うようにしていますか。

(2) ストレスチェック

○ストレスチェックを実施していますか。

(※2015 年 12 月 1 日より労働安全衛生法改正による「心理的な負担の程度を把握するための検査（以下、ストレスチェック）」制度がスタートしました。

職場において定期的にストレスチェックを行い、その結果により労働者が自らのストレスに気づきストレスに対処すること、ストレスチェックを通じて職場環境を見直し、ストレスの要因そのものを低減させ、メンタルヘルス不調のリスクが高い者を早期に発見し、医師による面接指導につなげることにより、労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止することを目指しています。

50 名以上の従業員がいる事業所（従業員 50 人未満の事業場は、当面の間努力義務）では、ストレスチェックを実施することが義務づけられています。)

(参考) 労働安全衛生分野では、以下の事項についても、内容を確認することは、技能実習生の安全と健康を確保する上で、とても有効です。

① 安全衛生管理の状況

○安全管理者、衛生管理者、産業医、安全衛生推進者、作業主任者等の選任状況

○職長等に対する安全又は衛生のための教育の実施状況

○安全委員会、衛生委員会、安全衛生委員会等の開催状況

② 作業環境管理の状況（有害な業務）

○作業環境測定結果の確認